

**久留米市**  
**小規模保育事業者募集要項**  
**(令和4年4月開設分)**

令和3年7月

久留米市 子ども未来部 子ども保育課

## 目 次

1	募集の趣旨	.....	P. 1
2	募集概要	.....	P. 1
3	応募資格	.....	P. 2
4	応募条件	.....	P. 2～P. 8
	(1) 施設設置等に関する条件		
	(2) 運営に関する条件		
	(3) 連携施設に関する条件		
	(4) 近隣対応について		
5	保護者の費用負担等について	.....	P. 8
6	補助金（施設改修等補助）について	.....	P. 9
7	応募手続き等	.....	P. 10～P. 12
	(1) 募集要項の配付		
	(2) 質疑等		
	(3) 応募書類の提出		
	(4) 提出にあたっての留意点		
8	選定及び決定	.....	P. 12～P. 14
	(1) 事業者の選定方法		
	(2) 選定結果について		
	(3) その他の留意事項		
9	事業者選定までのスケジュール	.....	P. 14

～ 参考資料 ～

	「中央部」地図、問い合わせ先・書類提出先	.....	P. 15
--	----------------------	-------	-------

## 1 募集の趣旨

久留米市では、「くるめ子どもの笑顔プラン」を策定し、待機児童解消に向けた受け皿整備として、保育供給量の確保に努めてきました。しかし、令和2年度に新たに策定した「第2期くるめ子どもの笑顔プラン」においては、低年齢児（特に1歳児）の供給量の不足が見込まれ、特に市中央部での不足が顕著な状況になっています。

そこで、市中央部に小規模保育事業所を2箇所開設することとし、設置運営主体（以下「事業者」という）の募集を行います。

## 2 募集概要

### ① 募集する事業類型

#### 小規模保育事業A型（保育従事者全てが保育士）

【小規模保育事業とは】

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」において新たに創設された地域型保育事業のひとつで、3歳未満の児童を対象として、定員6人から19人までの少人数で保育を行う事業です。定員規模や保育従事者の資格の有無等によりA型、B型、C型の3類型に分類されます。

### ② 募集地域

#### 第2期くるめ子どもの笑顔プランで定める「中央部」

（校区：西国分、荘島、日吉、篠山、京町、南薫、鳥飼、金丸、長門石、小森野）

※ 「中央部」の地図を15ページに掲載しています

※ 市ホームページで事業予定地の地番から校区を確認することができます

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2020kyouiku/3010shougakkou>

### ③ 募集数

上記の地域において 2 箇所

※ 応募については、1法人1施設を上限とする。

### ④ 対象児童

市から保育の必要性の認定（3号認定）を受けた0歳児、1歳児及び2歳児

### ⑤ 利用定員

・15人以上19人以下とする。

・定員設定については、0歳児≦1歳児≦2歳児となるように設定してください。

※ 設定された定員までの児童の入所の確保を保障するものではありません。

### ⑥ 開設日

令和4年4月1日（金）

### 3 応募資格

応募できる者は、以下の要件を満たす事業者とします。

- ① 法人格を有する者。（但し、政治的な目的のために結成された法人や暴力団経営支配法人を除く）
- ② 本事業の実施に必要な建物（土地）を所有している、若しくは令和4年4月1日の事業開始に間に合うよう取得又は賃貸借により確保できること。
- ③ 既に保育施設等を運営している場合は、過去2年間（令和元年度、令和2年度）に実施された監査等において、重大な文書指摘を受けていないこと。ただし、受けていた場合でも適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていない場合と同様の扱いとする。
- ④ 事業を行うために必要な経済的基礎があること。  
※「4 応募条件」の（2）運営に関する条件【資金】⑩～⑫の条件を満たすこと。
- ⑤ 事業者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。
- ⑥ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。  
※「4 応募条件」の（2）運営に関する条件【運営】①、【職員配置】⑮の条件を満たすこと。

#### ■全ての申請者について適用する欠格事項

次のいずれかに該当する者は、選定を受けることができません。

- 児童福祉法第34条の15第3項第4号に掲げる基準のいずれかに該当する者
- 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人
- 国税及び地方税を滞納している者
- 久留米市暴力団排除条例（平成22年条例第19号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

### 4 応募条件

#### （1）施設設置等に関する条件

施設設置にあたっては、久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号。以下「設備運営条例」という。）、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。また、事前に市建築指導課、市保健所（衛生対策課）、久留米広域消防本部（予防課）に確認を行い、結果を法令等事前確認シート（様式第11号）で報告すること。

- ① 事業を実施する建物は、自己所有又は賃貸借する物件であること。
- ② 賃貸借物件の場合は、物件所有者が事業実施について承諾していること。
- ③ 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

- ④ 賃貸借契約において、契約期間が10年以上とされていること、又は事業開始日から2年以上とされ、特段の事情がない場合は、自動更新される旨の規定が設けられていること。
- ⑤ 既存建築物を使用する場合は、建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付が確認できる建物であること。確認済証及び検査済証がない場合は、市建築指導課が交付する「建築確認台帳記載事項証明書（検査済証交付の記載が必要）」を提出してください。  
（検査済証のない既存建物については、法人が法適合を証明できること。※ 事前に子ども保育課へご相談ください。）
- ⑥ 新耐震基準を満たし、耐震上問題がない建築物であること。（※ 昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施し問題のないもの。耐震基準を満たしていない場合は、選定後に改修を実施すること。）
- ⑦ 火災報知器及び消火器、非常口等、非常災害防止に必要な設備を有すること。
- ⑧ 建築基準法、消防法、食品衛生法等の関係法令に適合する施設であること。
- ⑨ 保育室は、原則として1階とすること。これによりがたい場合は、設備運営条例第30条第7号に定める基準を満たすこと。
- ⑩ 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分し、職員配置も別途配置すること。その際、会計においても他の事業と明確に区分すること。
- ⑪ 施設整備については、令和4年2月中旬までに工事を完了し、関係法令等の検査を終えること。
- ⑫ 施設及び運営等について市から条件を付された場合は、承諾のうえ確実に履行すること。

**【条件を付す事項の例】**

○屋外遊戯場の代わりとなる公園等への移動経路や保護者の送迎時の駐車場など、児童・保護者の安全対策に関する事項

○災害時の避難場所、避難経路などに関する事項

- ⑬ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、市の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供に努めること。

**（2）運営に関する条件**

運営にあたっては、設備運営条例、久留米市特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第29号）、関係法令等及び以下の事項を遵守すること。

**【運営】**

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）や子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等を熟知し、保育事業に熱意と見識を持ち、本事業の運営を適切に行う能力を有していること。
- ② 安定的な経営を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう尽力できること。
- ③ 保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を理解し、本市の保育行政に積極的に協力できること。
- ④ 保育所保育指針に準じ、運営方針・保育計画・指導計画・運営規程を作成、実施すること。  
なお、作成の際には小規模保育の特性を生かし、低年齢時保育に留意した内容とすること。

- ⑤ 保育を希望する児童及び保護者と事前面談を実施するとともに、保育方針、保育内容、保育時間、利用者負担額等について、書面による説明を行った上で同意を得ること。
- ⑥ 利用児童の日々の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育士等との日々の利用状況等についての情報伝達体制を整えること。
- ⑦ 利用児童の健全な発達を支援するための健康づくりに取り組むこと。
- ⑧ 事業所の開設にあたり、近隣の住民及び保育所や幼稚園の理解を得ること。
- ⑨ 保護者や地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。

#### 【資金】

- ⑩ 資金計画及び事業計画が確実であり、小規模保育事業の施設整備等に要する経費及び当面の運営経費など事業者が負担すべき資金を有していること。
- ⑪ ⑩の資金として、施設整備等に要する資金のほか、年間事業費の1/2以上に相当する自己資金を普通預金又は当座預金に保有していること。
- ⑫ 自己資金の原資を借入金等で賄う場合は、その返済について返済計画が適正であること。

#### 《参考:給付費》

小規模保育事業の運営事業者に対しては、公費給付として地域型保育給付を行います。保育給付見込金額は、国の定める公定価格から市が規定する保育料を差し引いた額となります。

(参考：令和3年度)

入所者数 19人 38,324千円/年

※ 月あたりの入所者数を、0歳児が3人、1歳児が8人、2歳児が8人として試算した場合の地域型保育給付（規定の保育料含む）の見込額（年額）です。実際の給付額は、毎月の入所者数等によって異なります。

※ 施設の状況により、賃借料加算や減価償却加算などの加算があります。

内閣府のホームページにて「子ども・子育て支援新制度における公定価格の試算ソフトVer. 3.6.0（令和3年4月1日時点版）が公開されていますので参考にしてください。

[https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/excel/shisan\\_shoukibo-a.xls](https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/excel/shisan_shoukibo-a.xls)

#### 【給食】

- ⑬ 利用児童に対し、給食（主食・副食）を提供すること。
- ⑭ 離乳食やアレルギー食、配慮を要する児童の対応食など、個々の児童に配慮した食の提供を行うこと。
- ⑮ 給食は原則として自園で調理すること。調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。
- ⑯ 外部搬入を行う場合は、設備運営条例第17条（食事の提供の特例）の規定によること。

#### 【健康診断】

- ⑰ 利用児童の利用開始時健康診断、少なくとも年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を実施すること。
- ⑱ 職員への健康診断は少なくとも年1回実施し、調理・調乳等に従事する職員は、月に1回以上の検便を行うこと。

#### 【衛生管理等】

- ⑲ 必要な医薬品、その他の医療品を常備すること。

#### 【非常災害・事故防止対策】

- ⑳ 非常災害に対する具体的計画を立て、避難訓練、消火訓練を少なくとも月に1回実施すること。
- ㉑ 利用児童の事故防止対策及び、危機管理体制の整備に万全を期すこと。
- ㉒ 事故等による補償を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。

#### 【苦情対応】

- ㉓ 保護者に対し苦情受付方法を明示するとともに、苦情解決の仕組みを整備すること。

#### 【職員研修】

- ㉔ 職員の資質向上を図るため、保育等に関する各種研修への参加や独自の研修を行うこと。

#### 【職員配置】

- ㉕ 施設長は、児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等の資質を有すると認められる者であるとともに、常時施設の運営管理に従事すること。（保育従事者との兼務は認められない）
- ㉖ 保育に従事する職員は全員が保育士有資格者であること。
- ㉗ 保育に従事する職員数は、0歳児3人につき1人、1歳児及び2歳児6人につき1人とし、この合計人数に、さらに1人を加えた人数以上を配置すること。併せて、公定価格の基本単価に含まれる職員を配置すること。（保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる）

《参考:基本分単価に含まれる職員構成》

【年齢別配置基準:1・2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人、左記に加えて1人】  
年齢別配置基準のカウント方法について、利用人数19人(0歳児5人、1歳児及び2歳児14人)の場合の例を次のとおり示します。

◇ 職員数: 0歳児5人 ÷ 3 ≒ 1.6人 ※小数点以下第2位切捨て  
1歳児及び2歳児14人 ÷ 6 ≒ 2.3人 ※小数点以下第2位切捨て  
(1.6人+2.3人)+ 1人 = 4.9人 ≒ 5人 ※四捨五入

◇ 公定価格の基本分単価に含まれる職員数

- ・非常勤保育士1人、管理者1名、非常勤調理員、非常勤事務職員、嘱託医・嘱託歯科医
- ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する場合、非常勤保育従事者1人(保育士)

- ⑳ 特別な支援を必要とする保育認定を受けた養護児が利用する場合、必要に応じ保育士等を加配すること。(加配保育士等について、市独自の一人件費補助あり)
- ㉑ 常勤の保育士が各組・各グループに1人以上(当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。
- ⑳ 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は設備運営条例第17条の規定により搬入施設(連携施設等)から食事を搬入する場合は、調理員をおかないことができる。
- ㉓ 嘱託医・嘱託歯科医を配置すること。(連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能)

【保育サービス】

- ㉔ 開所日及び開所時間については、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く、月曜日～土曜日の7:00～18:30までの間で連続した11時間以上とすること。  
※ 延長保育等については、事業者の判断で実施すること。
- ㉕ 子育て支援事業や地域活動事業に取り組むよう努めること。(子育て講座、保護者支援講座、育児相談、地域行事参加等)

【その他】

- ㉖ 現に届出(認可外)保育施設を運営している事業者で、小規模保育事業への移行により、届出(認可外)保育施設を閉鎖する場合は、施設に在園する児童の保護者と十分協議を行い、預かり先を検討し、対応策を明らかにすること。
- ㉗ 利用する児童は、市が利用調整を行った上で、事業者に対して利用の申請を行うため、当該要請に対し協力すること。(正当な理由なく拒むことはできません)
- ㉘ 市が要求する事業内容に関する報告及び監査等に協力すること。

### (3) 連携施設に関する条件

利用児童に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供できるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保すること。

#### 【連携施設の主な役割】

- 利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援。
- 代替保育の提供（職員の病気、休暇等により保育を提供できない場合に、事業者によって保育を提供）
- 利用児童が3歳に達した後、保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れ、教育又は保育を提供する。

### (4) 近隣対応について

小規模保育事業整備に伴う近隣対応は、応募法人の責務です。整備と運営を円滑に行うため、整備予定地の近隣住民等（特に隣接住民、自治会等）の関係者に説明を行い、丁寧な調整を行ってください。また、近隣要望等については、応募法人の責任において、誠意を持って対応してください。

申請前には、必ず、整備予定地の自治会、ビル所有者及び近隣住民（特に隣接する住民）等に対し「小規模保育事業整備について申請を行う」旨の説明を行い、理解を得ること。説明の経過については、応募書類（様式第3号、3号-3、3号-4）において報告いただきます。

#### ■施設の設置・運営の基準

類型	小規模保育事業 A型	
対象年齢	0～2歳	
定員規模	15人以上19人以下	
設置主体	法人	
保育責任者（主任）	保育従事者のうち1人を責任者として選任	
保育従事者	資格	保育士
	職員配置	【0歳児】0歳児3人につき1人 【1・2歳児】1歳児及び2歳児6人につき1人 ※上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置が必要
保育室等	設備	【0・1歳児】乳児室又はほふく室 【2歳児】保育室 ※ 児童の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること ※ 保育室等と区画された幼児用トイレを児童10人あたり1個以上有すること

	面積	【0・1歳児】1人 3.3 m <sup>2</sup> 以上 【2歳児】1人 1.98 m <sup>2</sup> 以上 ※固定家具等を除いた有効面積
医務室	設備	静養又は隔離機能をもつ「スペース」であること（事務室との兼用も可）
沐浴室	設備	温水シャワーなど体を清潔にできる設備を設けること
屋外遊戯場	設備	屋外遊戯場（公園や専用敷地があれば代用可能） ※入所児童の当該公園等への移動における安全が確保され、日常使用できる距離にあること
	面積	2歳児1人当たり 3.3 m <sup>2</sup> 以上
給食	給食	・原則、自園調理（調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可） ・衛生的な調理室又は調理設備（調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること）を設け、保育室と区画すること。また調理員専用の手洗い設備を設置すること
	設備	調理設備（通常のキッチン設備を基に、定員相応の内容） ※調理業務の委託や連携施設等からの搬入の場合も、加熱、保存等の調理機能が必要 ※連携施設等からの搬入の場合、搬入した給食や検食を保存するための冷凍冷蔵庫（冷凍庫目安容量70L以上）が必要
	職員	調理員 ※調理業務を委託する場合及び連携施設等から搬入の場合は不要。
耐火等		保育室等を2階以上に設置する場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すり等の乳幼児転落防止設備 【耐火】建築基準法に規定する耐火又はイ号準耐火建築物であること
避難		保育室全体として2方向避難が確保されていること 認可保育所の基準に準ずること
連携		【連携内容】「保育内容の支援」「代替保育」「卒園後の受け皿の設定」 【連携施設】保育所、幼稚園、認定こども園 ※ 認可までに締結すること
その他		保護者が利用できる送迎用駐車スペースを敷地内や近隣に確保するように努めること

## 5 保護者の費用負担等について

### 【保育料（利用者負担額）】

保育料については、久留米市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第40号）第14条に基づき、保護者世帯の市民税所得割額に応じて市が決定し、保護者が事業所に直接支払います。

### 【実費徴収】

保育料（利用者負担額）以外の費用負担で児童に帰属するもの（日用品、文房具など保育に必要な物品の購入に要する費用、行事に参加する費用等）を求める場合は、保護者に対して使途を書面により明確に説明し、保護者から同意を得て徴収することができます。

※入園料、冷暖房費、保険代、給食費、ミルク代、おやつ代は事業者が負担することとなり、保護者負担は認められません。（延長保育サービスに伴う夕食代、おやつ代等を除く。）

## 6 補助金（施設改修等補助）について

- ・国の「保育対策総合支援事業費補助金」に基づく施設改修費・賃借料等の補助を予定しています。なお、令和3年度の交付要綱が未確定であるため、補助基準額、補助率、補助対象経費等が変更となる場合があります。
- ・補助金の交付を受け施設改修を行う場合、市の内諾後に入札・契約・工事を行ってください。内諾前に行った入札・契約・工事は補助対象となりません。また、基本設計（本事業の応募のために要した設計等の費用）についても補助対象となりません。
- ・補助金の対象となる入札・契約等については、久留米市契約事務規則等に準拠してください。  
※事業者への補助金の内諾は10月中旬～下旬を予定しております。

### 【参考：補助額】

補助基準額と補助対象経費を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を補助額とします。

※ 補助基準額：3,500万円

※ 事業者へ交付する補助額は、2,625万円が上限（補助基本額×3/4）となります。

※ 補助基本額の4分の1は事業者負担となります。

#### 補助額計算例

（例1）施設改修費用 2,000万円（全て補助対象経費に該当）の場合

補助基準額(3,500万円)と補助対象経費(2,000万円)を比較し、少ない額(2,000万円)を補助基本額とする。

補助基本額(2,000万円) × 3/4 = 補助額(1,500万円)

■補助額 1,500万円 □事業者負担 500万円

（例2）施設改修費用 4,000万円（全て補助対象経費に該当）の場合

補助基準額(3,500万円)と補助対象経費(4,000万円)を比較し、少ない額(3,500万円)を補助基本額とする。

補助基本額(3,500万円) × 3/4 = 補助額(2,625万円)

■補助額 2,625万円 □事業者負担 1,375万円

※ 個別の補助額は、「小規模保育改修費支援事業費補助金算出シート」により計算できます。（算出シートは、市ホームページからダウンロード可）

## 7 応募手続き等

### (1) 募集要項の配付

**配付期間** 令和3年7月1日(木)から令和3年8月13日(金)まで  
午前8時30分～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)  
**配付場所** 久留米市 子ども未来部 子ども保育課(久留米市役所 本庁舎16階)

※ 募集要項及び応募書類の様式は、市ホームページにも掲載しています。

市ホームページ <http://www.city.kurume.fukuoka.jp>

### (2) 質疑等

**受付期間** 令和3年7月1日(木)から令和3年7月20日(火)まで  
午前8時30分～午後5時(土・日曜日・祝日を除く)  
**提出方法** 「久留米市小規模保育事業者募集に関する質問票」(別紙1)を持参又は電子メールで提出。(送信後は、送信した旨の連絡をお願いします)  
※ 電話・FAXでの質問は不可  
※ 電子メールで提出の場合、時間は問いませんが、最終日は午後5時受信分までとします。  
**提出先** 久留米市 子ども未来部 子ども保育課(久留米市役所 本庁舎16階)  
電子メールアドレス [kodomo@city.kurume.fukuoka.jp](mailto:kodomo@city.kurume.fukuoka.jp)  
**回答方法** 回答は市ホームページに随時掲載します。  
※ 原則として、毎週金曜日までにあった質問に対し、翌週水曜日の午後5時までに回答を掲載することとしますが、質問の内容によっては、回答に日数を要することがありますので、質問がある場合は早めに質問等を提出してください。なお、質問者の氏名等は公表しません。

※ 公平性を期すため、自らの応募書類・提案内容の優劣等に関する質問や審査内容に関する問い合わせは受け付けません。

### (3) 応募書類の提出

**受付期間** 令和3年7月12日(月)から令和3年8月13日(金)まで  
午前8時30分～午後5時(土・日曜日・祝日を除く。)  
**受付場所** 久留米市 子ども未来部 子ども保育課(久留米市役所 本庁舎16階)  
**提出方法** 直接持参してください。(郵送・FAX・電子メール不可)  
**提出部数** 10部(正本1部、副本9部)

※ 応募書類を、受付期間内に市役所子ども保育課へ持参のうえ提出してください。

※ 申請様式等のデータ(エクセル)は、市ホームページからダウンロードできます。

## 【応募書類一覧】

- 1 (様式第1号) 小規模保育事業申請書
  - 2 (様式第2号) 法人に係る概要等調書 (1/2、2/2)
    - (添付資料) 現況報告書(社会福祉法人に限る)
    - (添付資料) 定款又は寄附行為及び登記事項全部証明書
    - (添付資料) 役員名簿
    - (添付資料) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)※直近3年分
    - (添付資料) 国税及び地方税の滞納がない証明書
  - 3 (様式第3号) 小規模保育事業所設置計画概要 (1/2、2/2)
    - (様式第3号-1) 小規模保育事業所設置計画地位置図
      - (添付資料) 保育施設に係る建築図面(配置図、平面図、工程表等)
    - (様式第3号-2) 屋外活動に関する調書
    - (様式第3号-3) 地元説明経緯個別調書(隣接者等)
    - (様式第3号-4) 地元説明経緯個別調書(地元自治会等)
  - 4 (様式第4号) 連携施設に関する調書
  - 5 (様式第5号) 資金計画収支予算書
    - (添付資料) 小規模保育事業A型の公定価格試算
    - (添付資料) 小規模保育改修費支援事業費補助金算出シート
  - 6 (様式第6号) 職員配置計画書
    - (添付資料) 保育士の1日の勤務シフトが分かる資料
    - (様式第6号-1) 管理者(施設長)の履歴書
    - (様式第6号-2) 保育方針・施設運営等について
  - 7 (様式第7号) 管理・運営に関する調書 (1/2、2/2)
  - 8 (様式第8号) 運営に対する考え方・方針に関する調書 (1/2、2/2)
  - 9 (様式第9号) 誓約書(関係法令の遵守等)
  - 10 (様式第10号) 誓約書(暴力団排除条例関係)
  - 11 (様式第11号) 法令等事前確認シート(建築基準法、消防法、食品衛生法等)
    - (添付資料) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証
- ※又は、「建築確認台帳記載事項証明書(検査済証交付の記載が必要)」

### (4) 提出にあたっての留意点

- ① 応募書類は、すべてA4(縦)に統一し、2穴フラットファイルに綴じて、表紙及び背表紙に事業者名を記載してください。ただし、図面等でA3版の必要がある場合のみ、A3版も可とします。(A4サイズに折り込むこと)また、提出書類の順番で項目ごとに台紙をはさみ、書類番号を記載したインデックスを付けてください。(印刷は両面・片面両方可)  
また、図面や写真等でカラー印刷の必要性があるものはカラー印刷で作成してください。

- ② 提出された書類等は返却しません。
- ③ 必要に応じて別途資料を請求する場合があります。
- ④ 書類の不備・不足がないよう十分確認のうえ提出してください。
- ⑤ 応募書類の提出後、提出書類に不備があることが判明した場合は、受付期間中に限り、提出書類の追加・差し替えをすることができます。
- ⑥ 応募書類の提出及び修正は、提出期限を過ぎたものは一切受付を行いません。
- ⑦ 応募書類の提出をもって、本募集要項の記載内容及び条件を全て承諾したものとみなします。
- ⑧ 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）に、応募者の押印をして、届け出てください。
- ⑨ 応募のために生じる一切の費用については、応募者の負担となります。
- ⑩ 提出書類について、情報公開請求があった場合は、「久留米市情報公開条例」等関連規定に基づいて、公開することがあります。

## 8 選定及び決定

事業者から提出された提出書類については、次のとおり審査を行い、その審査結果に基づき、市が事業者を決定します。なお、今回2箇所を募集していますが、本事業において応募者がいない場合又は審査の結果により、一部の応募者について事業を実施するための一定の基準を満たしていないと市が判断した場合は、事業者の決定を0～1箇所とする場合があります。

### (1) 事業者の選定方法

- ① 選定は、応募資格審査（1次審査）及び面接審査（2次審査）とします。
- ② 1次審査は、提出された書類について、応募資格を満たしているか、書類に不備がないかなどの資格要件を審査します。
- ③ 2次審査は、1次審査を通過した応募事業者を対象に実施することとし、久留米市小規模保育事業整備運営法人選定委員会にて応募事業者による提案内容のプレゼンテーション、質疑応答及び提案内容の確認を行い、「小規模保育事業公募選定基準」により審査・評価を行います。最終的に、審査・評価の結果を踏まえて、評価が高い事業者を事業所設置予定者として選定します。
- ④ 選定された事業者が辞退した場合や選定が取り消された場合には、③の審査・評価の中で、一定の基準を満たした事業者を対象として、改めて事業所設置予定者を選定するものとします。

<参考：小規模保育事業公募選定基準>

評価項目（評価内容）

- 1 運営理念等（事業の目的、課題を理解し目標が設定されているか）
- 2 応募の動機（本市の保育行政に積極的に協力し、保育所の社会的責任を果たす熱意、関心を有しているか）
- 3 保育事業の運営実績（運営実績の有無、年数、指導監査等での指摘状況及び対応状況）

- 4 経営の安定性（安定した事業運営を継続して行うことができる経営基盤、運営能力を有しているか）
- 5 設置場所（保育ニーズを捉えた設置場所であるか、保育の実施に適切な場所であるか）
- 6 施設の状況（建物の建築年数、構造、物件の使用に関する権利の状況）
- 7 改修計画（認可基準を満たした適切な改修であるか、また開園までのスケジュールに問題はないか）
- 8 連携施設（設定の有無、連携協力の内容）
- 9 定員数等の設定（年齢区分毎の定員数の設定は適切なものとなっているか）
- 10 職員の配置（基準を満たした配置であるか、経験年数は適切であるか）
- 11 研修計画（研修内容等は保育の質の向上に有効な計画であるか）
- 12 保育方針・保育計画（実現可能で効果的な保育計画であるか）
- 13 給食提供方法（年齢・発達段階に応じた食事の提供やアレルギーなどに対する配慮について具体的な提案がなされているか）
- 14 健康管理・衛生管理・安全対策・危機管理（健康管理や衛生管理、感染症対策等の安全対策、緊急時の危機管理、災害に備えた避難訓練、不審者対策等が確立されているか）
- 15 家庭との交流（保護者との信頼関係構築のための取組が具体的に提案されているか）
- 16 近隣住民等に対する周知・説明（理解を得られているか、得られない場合の対応）
- 17 総合評価（総合的な観点からの評価）

## （２）選定結果について

選定結果については、応募事業者全員に文書により通知します。

※ 電話等での問い合わせは受け付けません。

## （３）その他の留意事項

- ① 事業者の選定において、現在運営している施設等の視察を依頼する場合があります。
- ② 必要に応じ、関係機関（官公庁・金融機関等）へ問い合わせを行うことがありますのでご承知ください。
- ③ 申込、審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合、その他不正な行為があった場合は、本事業の対象から除外します。
- ④ 事業者選定後の事業計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。
- ⑤ 選定事業者は、施設改修等を行うにあたり「6 補助金(施設改修等補助)」を利用する場合は、2次審査結果通知後10日以内に、協議書（施設改修等の説明資料、図面、工程表等を添付）を提出するものとします。  
また、補助の利用に関わらず、施設改修等に関する資金計画及び施設改修等に必要な自己資金の保有を証明する資料を、2次審査結果通知後10日以内に、改めて市に提出するものとします。

- ⑥ 選定事業者は、事業計画に基づき、小規模保育事業の認可申請及び特定地域型保育給付対象事業の確認申請書類（施設の整備状況、保育従事者等の確保状況含む）及び年間事業費の1/2以上に相当する自己資金の保有を証明する資料を市に提出するものとします。（提出時期等については、別途通知いたします。）

なお、認可申請及び確認申請等に係る一切の経費は、選定事業者の負担とします。

- ⑦ 事業者選定後、以下のいずれかに該当する場合は、本選定による決定を取り消すことがあります。この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- ・ 提出書類に記載された事項及び面接審査（2次審査）での発言内容に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき。
  - ・ 事業開始までに小規模保育事業の認可又は特定地域型保育給付対象事業の確認を受けることができないこと（施設の整備又は保育従事者等の確保が事業開始に間に合わない場合、年間事業費の1/2以上に相当する自己資金の保有が確認できない場合を含む。）が見込まれるとき。
  - ・ 入札等において、不正が発覚したとき。
  - ・ その他、適切な保育事業の実施が困難と市が判断したとき。

## 9 事業者選定までのスケジュール

1	募集要項の配付	令和3年7月1日（木）～令和3年8月13日（金）
2	質疑受付	令和3年7月1日（木）～令和3年7月20日（火）
3	応募受付	令和3年7月12日（月）～令和3年8月13日（金）
4	1次審査（応募資格審査） 結果通知発送	令和3年8月下旬（予定）
5	2次審査（プレゼンテーション）	令和3年9月中旬（予定）
6	2次審査結果通知発送	令和3年9月下旬（予定）

### ◇ 参考資料 ◇

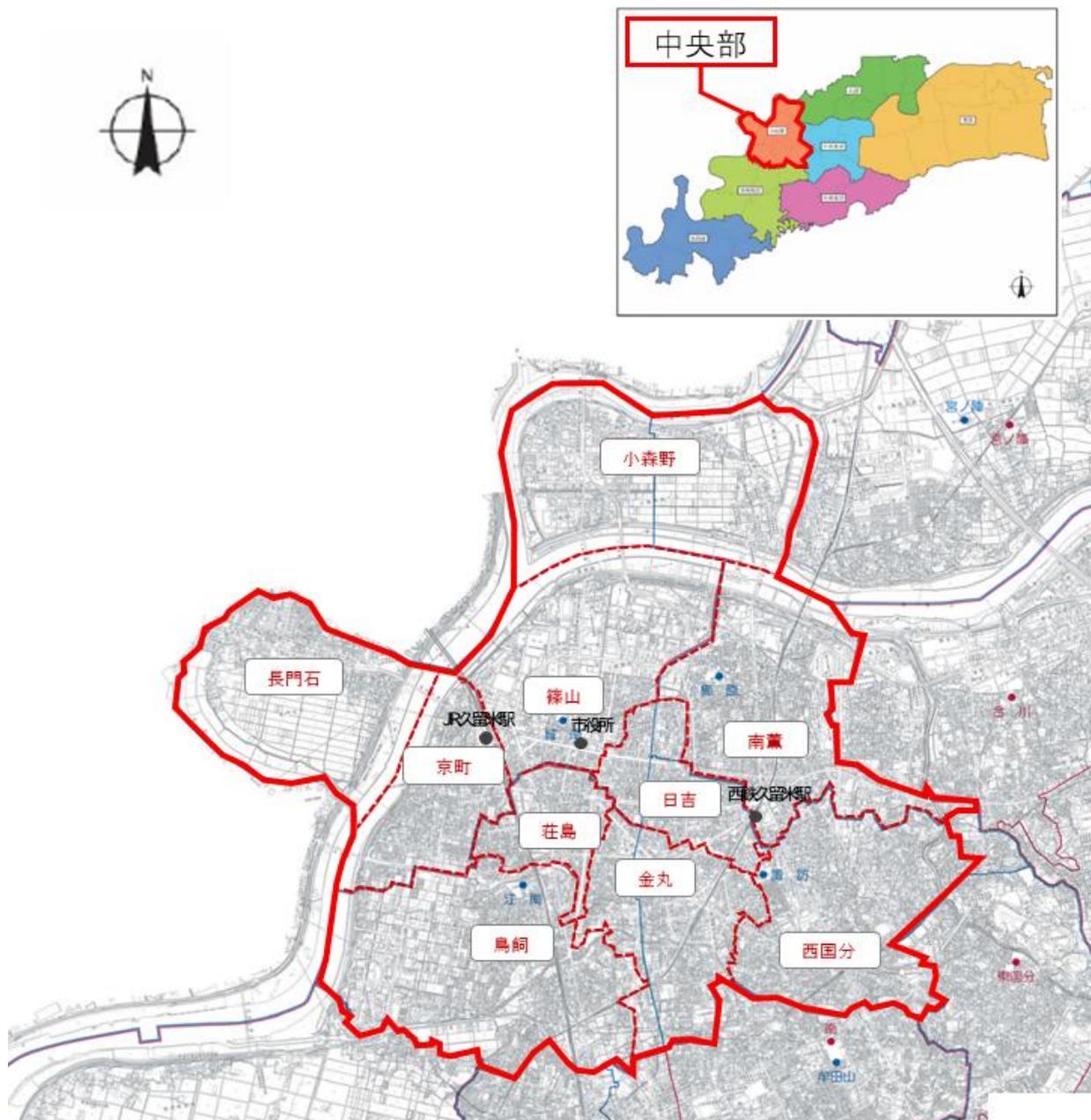
- ・ 久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
  - ・ 久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
  - ・ 久留米市特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
  - ・ 久留米市子ども・子育て支援法施行細則
  - ・ 久留米市小規模保育事業整備補助金交付要綱（準備中）
  - ・ 小規模保育改修費支援事業費補助金算出シート
- ※ 各条例等のデータは、市ホームページからダウンロードできます。

[参考] 第2期くるめ子どもの笑顔プランで定める「中央部」

(校区：西国分、荘島、日吉、篠山、京町、南薫、鳥飼、金丸、長門石、小森野)

※市ホームページで事業予定地の地番から校区を確認することができます

<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/1060manabi/2020kyouiku/3010shougakkou>



**【問い合わせ先・書類提出先】**

〒830-8520 久留米市城南町 15-3 (久留米市役所 16 階)

久留米市子ども未来部子ども保育課

小規模保育事業者募集 担当 山口・馬田・早野

電話：0942-30-9754 FAX：0942-30-9718

E-mail：kodomo@city.kurume.fukuoka.jp